

岡山市立保育所等看護巡回支援事業業務委託仕様書

1 委託事業名

岡山市立保育所等看護巡回支援事業業務委託

2 業務目的

日常的に医療的ケアを必要とする就学前児童（以下、「医療的ケア児」という。）に対し、訪問看護事業所との連携により、医療的ケアを安全に提供できる保育環境の体制を整え、安心して保育所等での生活を送ることができるよう支援する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

岡山市立保育所等 1園

5 医療的ケアを必要とする児童数

1人

6 業務内容

(1) 実施計画書の作成

受託者は、主治医指示書をもとに対象園児（以下「当該園児」という。）の利用状況、保育所等の実情、受託者の本業務の実施体制等を総合的に考慮した上で実施計画書を作成し、保護者の同意を得た上で委託者に提出する。

また、本業務期間中に主治医指示書の変更等により当初の実施計画書を大幅に修正する必要が生じた場合は、当該園児の保護者と委託者及び受託者が協議の上、再度作成すること。

(2) 主治医への連絡

受託者は、主治医の指示書の内容について必要に応じて主治医を訪問、電話連絡等により詳細を確認する。

(3) 連絡会議等について

受託者は、本業務に従事する看護師を以下の会議に派遣する。

ア 事前打ち合わせ会議

イ 保護者及び保育所等との連絡会議（年2回程度）

ウ 緊急打ち合わせ会議

エ その他必要に応じた連絡・調整会議

(4) 本業務の実務

受託者は履行場所である保育所等に看護師を派遣し、主治医の指示書に従って、医療的ケア（経管栄養、血糖値測定・インスリン注射、導尿、在宅酸素療法、喀痰吸引等）を行う。

- ア 1日あたりの実施回数
1回（6（9）での緊急対応時を除く）
 - イ 実施日及び時間
月曜から金曜のうち委託者、受託者及び当該園児の保護者と協議の上決定する。
- （5）看護巡回支援実施報告書の記入
受託者は、本業務行った際に看護巡回支援実施報告書に実施状況等を記入し、毎回、園の確認印を受ける。
- （6）看護巡回支援事業完了通知書の作成
受託者は、月末に看護巡回支援事業完了通知書を作成し、翌月の10日までに委託者に提出する。
- （7）受託者と保護者及び保育所等との連携
受託者は必要に応じて当該園児の状況について保護者や保育所等と情報交換を行う。
- （8）本業務実施中における当該園児の体調の急変、その他緊急時の対応
- ア 受託者は、本業務実施中の事故や業務に支障を及ぼすような事態に備え、緊急時の対応マニュアルを作成のうえ、緊急時に迅速に対応できる体制を整備し、看護師に徹底させること。
 - イ 受託者は、本業務中に事故が発生した場合は、次の行動をとること。
 - （ア）医療機関などに連絡を取り、緊急対応をとること。
 - （イ）事故の内容及び緊急対応の状況を委託者に報告し、その指示を受けること。
 - （ウ）事故報告書(任意様式)を作成し、委託者に提出すること。
 - ウ 受託者は、本業務中に事故には至らないが事故につながる危険等を感じた事例が発生した場合は、委託者に報告すること（様式任意）。
- （9）本業務実施外での当該園児の体調の変化やその他緊急時の対応
受託者は、保育所等から当該園児の体調の変化等で、緊急での相談があった際には、電話等で助言を行うとともに、状況に応じて、園訪問、医師連絡・調整等を行う。
- （10）本業務の実施の取りやめ等について
- ア 当該園児の体調、保育所等の行事・休園等、その他本業務を実施することを要しない事由が発生した場合は、委託者及び保育所等は速やかに受託者に連絡を行う。また変更が生じた場合も同様とする。
 - イ 委託者及び保育所等が上記連絡を怠る又は連絡の遅延等により受託者が本業務を取りやめること等が出来なかった場合は、当該業務が行われたものとみなす。

7 受託者の体制

- （1）苦情等への対応
受託者は、当該園児保護者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、その立場に立って、その苦情対応に努めること。
- （2）人材育成
受託者は、看護師の資質の向上に努めること。
- （3）賠償責任保険への加入
受託者は、本業務を実施するにあたり、業務中の事故等に備え、賠償責任保険に加入

すること。

8 契約期間満了前の契約終了

下記の理由により、契約期間の途中で契約を終了する場合がある。

- (1) 保護者から退園、長期入院の申出があった場合
- (2) 本業務を適切に行うことが困難と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事由により本業務を継続することが困難であると認められる場合

9 留意事項

- (1) 受託者は本業務を遂行するにあたって、関係法令を遵守し、当該園児・保護者・保育所等の職員等の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなくてはならない。
- (2) 受託者は、委託者から指示があった場合は、本業務に係る調査及び報告に応じなければならない。

10 個人情報の保護に関する法律について

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報にあつては、適正に管理し、業務上知りえた個人情報等を他に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (2) 別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、仕様書によるものとし、これらに示されていない細部の事項については、委託者と受託者がその都度協議して決定すること。